

令和3年度
包括外部監査の結果及び意見の概要

-産業振興施策に関する財務事務の執行について-

令和4年3月

北九州市包括外部監査人
公認会計士 小島智也

令和3年度 包括外部監査結果報告書（概要版）

北九州市包括外部監査人 公認会計士 小島智也

令和3年度の包括外部監査を終了しましたので、その概要をご報告申し上げます。

1 選定したテーマと監査対象

監査テーマ	産業振興施策に関する財務事務の執行について
選定理由	<p>我が国においては、少子高齢化が急速に進んでおり、北九州市においても例外ではない。また、北九州市では昭和54年をピークに人口が減少しており、市政運営においては限られた財源をどこに投資するか、効率的な視点が必要になっている。</p> <p>その一方で、社会を取り巻く環境としては、グローバル・ボーダレス化やAI等の技術革新が進んでいることに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、環境変化のスピードが加速度的に進んでいる。このような状況においては、将来を見据えたビジョンを持ち、定期的に見直しを行い対応していくことが必要であると考えます。</p> <p>北九州市においては、平成28年3月に「北九州市新成長戦略」を改訂しており、産業振興や雇用創出等について様々な目標や施策を掲げている。その計画期間は令和2年度までとされていることから、この「北九州市新成長戦略」の効果測定等を行い、今後における産業振興施策につなげていくことが大事かと考える。</p> <p>産業振興施策によって、地域経済の活性化のみならず、就業機会の確保等も可能になる。そのため、市民の生活に密接に係わっていることから、市民の関心も高い分野であると考えます。</p> <p>したがって、産業振興施策に関する財務事務の執行について、合規性のみならず、有効性、効率性及び経済性の観点から監査することは市民にとっても意義があると判断し、監査テーマとして選定した。</p>
監査の対象 部署及び出 資団体	<p>産業振興施策に関する財務事務の執行に関する部署として、以下の部署及び出資団体を監査対象として、各事業について監査を実施した。</p> <p>ア. 北九州市産業経済局</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 緊急経済対策室➤ 雇用・生産性改革推進部<ul style="list-style-type: none">- 雇用政策課- スタートアップ推進課

	<ul style="list-style-type: none"> - 中小企業振興課 ➤ 観光部 - 観光課 - 門司港レトロ課 ➤ 商業・MICE 推進部 - 商業・サービス産業政策課 - MICE 推進課 ➤ 企業立地支援部 - 企業立地支援課 ➤ 産業イノベーション推進室 <p>イ. 出資団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公益財団法人北九州産業学術推進機構 ➤ 株式会社北九州テクノセンター
監査対象 期間	監査の対象とした年度は、原則として令和2年度とし、必要に応じて、それ以外の年度についても対象とした。

2 監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士 小島智也
補助者	公認会計士 5名、弁護士 1名

3 報告書の構成

第1	監査の概要（テーマ、対象、方法、期間、実施者等）	1～3 ページ
第2	監査対象の概要	4～32 ページ
第3	監査対象の選定理由、監査の視点及び監査手続の流れ	33 ページ
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	34～129 ページ

4 監査の方法

(1) 監査の視点

- ア. 財務事務が、法令に従い、適切に行われているか。
- イ. 事務事業が経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ウ. 各事業の経営状況の把握、分析及び進捗管理が適切に行われているか。
- エ. 各事業に関する予算は適正に配分され、所定の手続に従って、適正に執行されているか。
- オ. 所管する出資団体等の財政援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。

(2) 実施した監査手続の流れ

ア. 概要の把握

産業振興施策に関する財務事務の執行について概要を把握するため、資料を手し、担当者へのヒアリングを実施した。

イ. 監査対象とした各部署の財務に関する文書等の査閲及び担当者への質問

市産業経済局、公益財団法人北九州産業学術推進機構、株式会社北九州テクノセンターの財務に関する事務手続等について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

ウ. 監査対象とした公益財団法人北九州産業学術推進機構への現地調査

財産の状況を把握するため、公益財団法人北九州産業学術推進機構の各施設に行き、管理状況等の現地調査を実施した。

5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(注)「監査の結果」は、合規性の観点からの指摘事項に加えて、必ず改善すべきと認めるものであり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

(1) 所管部署別の監査の結果及び意見の件数

所管部署		結果	意見
<産業経済局>			
緊急経済対策室		-	5件
雇用・生産性改革推進部	雇用政策課	2件	8件
	スタートアップ推進課	-	1件
	中小企業振興課	2件	16件
観光部	観光課	-	1件
	門司港レトロ課	-	1件
商業・MICE 推進部	商業・サービス産業政策課	-	4件
	MICE 推進課	-	2件
企業立地支援部	企業立地支援課	-	5件
産業イノベーション推進室		1件	4件
<出資団体>			
公益財団法人北九州産業学術推進機構 (FAIS)		1件	3件
(株)北九州テクノセンター		-	-
合計		6件	50件

(2) 所管部署別の監査の結果及び意見の項目

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
<産業経済局>					
(1) 緊急経済 対策室	ア.新成長戦略推進 事業		○	①「北九州市新成長戦略」 の総括等について	39
			○	②新成長戦略推進懇話会の 位置付けについて	39
	イ.未来の株式上場 企業育成事業		○	①未来の株式上場企業育成 事業の方針について	41
	ウ.円滑な事業承継 のための M&A モ デル事業		○	①M&A のマッチング対象 について	42
		○	②M&A 支援の方針につい て	43	
(2) 雇用・生 産性改革推進部 雇用政策課	ア.集まれ若者！キ タキュー就職促進 事業		○	①WEB 合同説明会不参加 者へのアンケート等の実施 について	44
			○	②北九州市雇用対策協会へ の補助金と委託業務の区分 について	45
	イ.高齢者就業支援 センター運營業務		○	①適切な目標の設定につい て	47
	ウ.シルバー人材セ ンター運営補助	○		①補助金実績報告の誤りの 看過について	49
	エ.北九州ゆめみら いワーク事業	○		①契約書の納品冊数の誤り	51
			○	②価格決定プロセスの客観 性について	52
			○	③当事業の成果測定につい て	53
	オ.市内企業の採用 力強化支援事業		○	①事業の効果について	54
	カ.外国人材就業サ ポートセンター運 営事業		○	①学校法人北九州 YMCA 学園への業務委託について	56

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
	キ.安心して働ける労働環境づくり事業		○	①予定価格の算定及び随意契約について	57
(3) 雇用・生産性改革推進部 スタートアップ推進課	ア.産業振興一般事務		○	①ロゴマークやブランディングについて	59
(4) 雇用・生産性改革推進部 中小企業振興課	ア.ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援事業		○	①交付申請の書類について	61
			○	②助成金の交付方法について	62
	イ.中小企業人材確保支援助成金		○	①助成金の交付による効果の測定方法について	65
	ウ.ビジネスチャンス拡大支援事業		○	①巡回指導・マッチングコーディネート事業について	66
			○	②北九州発！新商品創出事業について	67
			○	③予定価格の算定について	68
	エ.中小企業融資制度		○	①新成長戦略みらい資金融資について	71
			○	②融資先のリスク管理について	71
	オ.事業承継・M&A 促進化事業		○	①運営委託業務を行う事業者の選定基準について	75
			○	②運営委託業務の有効性について	76
			○	③セミナーの周知方法について	77
			○	④運営委託業務の在り方について	77
	カ.中小企業支援センター特定支援事業	○		①中小企業支援センターのホームページのメンテナンスについて	80
		○		②市のホームページのメンテナンスについて	80

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
			○	③メールマガジン及びホームページにおける評価指標について	81
			○	④「中小企業施策活用ガイドブック」における評価指標について	83
	キ.起業家支援工場管理運営事業		○	①入居者への効果的な支援について	85
	ク.中小企業 DX 促進事業		○	①個別相談会の成果の把握について	87
(5) 観光部 観光課	ア.宿泊施設等改修支援事業		○	①補助対象財産の処分等について	88
(6) 観光部 門司港レトロ課	ア.門司港レトロ観光推進事業		○	①市の負担金について	91
(7) 商業・MICE 推進部	ア.商店街活性化支援事業		○	①補助金の交付事業者の継続的な状況調査について	95
商業・サービス産業政策課	イ.街なか商業魅力向上事業		○	①アンケート調査の統合について	97
	ウ.商店街満足度向上事業		○	①事業目的と事業内容の関連性について	98
	エ.商業人材育成事業		○	①事業目的の評価について	99
(8) 商業・MICE 推進部	ア.民間イベント支援事業		○	①助成金の効果測定について	101
MICE 推進課	イ.産業見本市開催事業		○	①負担金の効果測定について	102
(9) 企業立地支援部	ア.企業立地促進資金融資事業		○	①融資実績について	103
企業立地支援課	イ.本社機能等移転促進補助金事業		○	①補助金の交付要件の確認書類について	105
			○	②雇用目標について	107
			○	③本社機能等移転促進補助金の交付について	108

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
	ウ.自動車産業取引 拡大支援事業		○	①リモート会議等の効率的な運営について	109
(10) 産業イノベーション推進室	ア.ロボットテクノロジーを活用したものづくり力強化事業		○	①「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」について	111
	イ.学術研究都市留 学生宿舎管理運営 事業	○		①契約書上の賃料について	114
			○	②契約期間満了後について	115
			○	③契約内容について	117
ウ.学術研究都市管理運営事業（機器・設備更新）		○	①中長期的な維持・管理計画の作成について	118	
(11) 公益財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）	ア.FAIS が作成する決算報告書等の財務資料について		○	①会計処理に係る会計区分の設定について	120
			○	②複数の会計区分に影響する収入、支出の按分について	122
	イ.北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に係る指定管理料		○	①中長期的な維持・管理計画の作成について	123
	ウ.北九州学術研究都市学術研究施設の備品等の管理	○		①備品等の管理不備	126

6 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 産業経済局 緊急経済対策室

ア. 新成長戦略推進事業

項目	① (意見) 「北九州市新成長戦略」の総括等について	P39
現状	「北九州市新成長戦略」の期間は令和2年度までとなっており、令和3年度以降は「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に引き継がれているが、「北九州市新成長戦略」の総括は往査時点(令和3年8月)では明らかではなかった。	
意見	定期的に進捗状況の確認や戦略を見直し、最終的には総括を行ったうえで、今後の行政の参考にすることが極めて大事であると考え。そのため、速やかに総括を行い、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に活用していくことが望まれる。	
項目	② (意見) 新成長戦略推進懇話会の位置付けについて	P39
現状	新成長戦略推進懇話会について、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により開催されていない。直近では令和2年2月に、市担当者が持ち回りで各構成員(大学教授、民間事業者等の外部有識者)に進捗状況を報告し、意見、要望、経営状況等を聴取していた。	
意見	<p>令和2年2月の懇話会資料を閲覧したところ、構成員から意見や経営状況等を聴取しているものの、「北九州市新成長戦略」の進捗状況等についての活発な議論がなされているようには見受けられなかった。</p> <p>前述①に記載の通り、中長期的な戦略や計画を実行するに当たり、定期的に進捗状況の確認や戦略を見直すこと等は極めて重要である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等により、対面での会議体を開催することが難しいようであれば、オンライン会議での開催を検討するべきであると考え。</p>	

イ. 未来の株式上場企業育成事業

項目	① (意見) 未来の株式上場企業育成事業の方針について	P41
現状	令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響に伴い活動は大幅に制限を受けた。その結果もあり、令和3年度予算においては予算が付されていない状況となっている。	
意見	<p>新規株式上場の意思決定を行ってから実現に至るまで、現実的には5~10年といった中長期の期間を見積もる必要がある。</p> <p>したがって、上述の目的を実現するには中長期の期間を前提とした事業計画を策定することが必要であり、新型コロナウイルス感染症の影響があるとしても、継続的に中小企業を支援することが望ましい。</p>	

ウ. 円滑な事業承継のための M&A モデル事業

項目	① (意見) M&A のマッチング対象について	P42
現状	当該事業では、市が行う事業であることから、売り手と買い手がともに市内の中小企業等であることを条件として進めているとのことである。	
意見	買い手については市内の事業者に限定せず幅広く確保することにより、マッチングの成功確度を高めることにつながると考えられる。	
項目	② (意見) M&A 支援の方針について	P43
現状	市は日常的に企業訪問活動を行っている点で売り手候補となる企業からの信用力を得ており、それがマッチングにつながると考えて当該事業を行っている。	
意見	<p>当該事業の成否については、売り手及び買い手情報の件数、ノウハウ、知見及び人的マンパワー等によるところが大きいと考えられる。また、事業承継を目的とした M&A のマッチングから実行までを担う事業者は全国に数多く存在しており、また、国が各都道府県に設置している公的相談窓口である「事業承継・引継ぎ支援センター」においても同様の活動を行っている。</p> <p>そのため、市においては、市が単独で行うことによって本事業が果たしてうまくいくのか再検討するとともに、上述の事業者等との連携によって事業を推進することも併せて検討することが望ましい。</p>	

(2) 産業経済局 雇用・生産性改革推進部 雇用政策課

ア. 集まれ若者！キタキュー就職促進事業

項目	① (意見) WEB 合同説明会不参加者へのアンケート等の実施について	P44
現状	WEB 開催の合同説明会の参加者実績は目標には届いていない。	
意見	<p>WEB 開催における参加者を増やすための施策を講じることで、より多くの就職予定者と地元企業のマッチング機会を創出できる可能性はあると考えられる。</p> <p>したがって、市は大学との連携が可能である点を活かして、不参加者も含む学生全体にアンケートを実施し、不参加者がなぜ参加しなかったのか原因を特定し、今後の対策を検討することが望ましい。</p>	
項目	② (意見) 北九州市雇用対策協会への補助金と委託業務の区分について	P45
現状	市においては、市内企業向け採用イベントの企画や広告全般を実施しており、北九州市雇用対策協会においては、同協会会員に向けての採用イベントの告知や就職活動マニュアル作成及び広告の一部を行っているとのことであるが、この分担が明記されている文書等はないとのことである。	
意見	同一の WEB 合同会社説明会等の事業について委託業務部分と補助金による助成部分が混在していると、業務の遂行において、重複や不効率が生じる可能性が高まる。	

	したがって、市が進める事業が効率的に実施されるよう、一体として事業を行っていくことを検討するか、別々に行うことが必要であれば、それぞれの役割を明確にして文書化しておくことが望ましい。
--	---

イ. 高齢者就業支援センター運営業務

項目	①（意見）適切な目標の設定について	P47
現状	「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標は、高年齢者の雇用を促進するという目的に対して、現状維持の目標にとどまっており、当事業の目標の中のシニア・ハローワークの利用者数は、著しい未達となっている状況である。	
意見	目標が過度に保守的である場合や実現困難な水準である場合は、成果を測定する指標としては不適切であると考えられるため、目標の設定方法を見直すことが望ましい。	

ウ. シルバー人材センター運営補助

項目	①（結果）補助金実績報告の誤りの看過について	P49
現状	北九州市シルバー人材センターから入手している令和2年度の実績報告の収支明細において、運営補助事業の人件費及び管理費の合計が898,389千円と記載されていたが、正確には80,957千円であることが判明した。 なお、正しい補助対象経費80,957千円は、市の予算額である47,500千円を超えているため、当該誤りによる補助金交付額への影響はなかった。	
指摘事項	本件については、内容的にはすぐにわかる誤りであり、補助対象経費が例年に比べてどのような変化が生じているのか、不適切なものがないか、業務実施内容と整合しているかといった経費内容の適正性について検証されていないと判断せざるを得ない。 したがって、まずは入手した実績報告に誤りがないか確認するとともに、経費内容の適正性を検証する必要があると考える。	

エ. 北九州ゆめみらいワーク事業

項目	①（結果）契約書の納品冊数の誤り	P51
現状	委託業務契約書及び仕様書を閲覧したところ、業界MAPの納品数が10,000部となっていたが、見積書等の他の書類では12,000部と記載されていた。	
指摘事項	本件については、委託先との認識の相違等がないため、契約書の部数や金額を訂正していないが、本来であれば契約内容を訂正し、締結すべきである。 今後においては、契約書のみならず仕様書等の添付資料についても、契約書を締結する前に慎重に確認する必要がある。	

項目	②（意見）価格決定プロセスの客観性について	P52
現状	<p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントは中止となり、代わりに、主に就職活動を始める前の高校生及び大学生を対象に、業界研究等のための冊子や動画等を委託業務により作成した。</p> <p>公募プロポーザル（企画競争入札）を実施したが、当事業の予定価格の見積もりを行った業者1社のみが入札となり、前年度イベント開催の委託業者に決定することになった。</p>	
意見	<p>競争入札の利点であるコスト削減効果が発揮されているか不明である。</p> <p>また、審査においても、前年度のように市外部関係者の選定委員による審査と比べ、今回の事業の審査は市内部の選定委員が過半数を占めており、審査の客観性が低くなっている。</p> <p>そのため、以下のような対応を図るべきであったと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 予定価格の見積もりを複数社で行う ➤ プロポーザルのスケジュールを見直す ➤ 審査を行う選定委員の外部関係者の割合を増やす 	
項目	③（意見）当事業の成果測定について	P53
現状	<p>動画や業界MAPを作成し、各高校及び大学に周知、冊子の配布を行っているが、その内容についての意見収集を令和2年度が終了した後も行われていない。</p> <p>市に理由を質問したところ、中長期的な活用が可能であり、その効果は一定期間経過後に行うべきであるため、令和3年度以降で行う予定とのことであった。</p>	
意見	<p>動画制作や業界MAPの作成は当事業において新たな試みであったことを踏まえ、効果がどの程度あったか、改善すべき点や今後の事業に活用できる点はないか、実施直後に確認することは有用であると考えられる。</p>	

オ. 市内企業の採用力強化支援事業

項目	①（意見）事業の効果について	P54
現状	<p>未内定者向けの相談会を開催したが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談者数が少なかった。相談会の開催については、ホームページや新聞広告等により告知を行っているとのことである。</p> <p>また、相談会時においては、相談者からアンケート等を行っていない。</p>	
意見	<p>現状においては、相談者がどの媒体を見て相談したのか明らかではないと共に、未内定者及び企業にとってどれほどの効果があったのかを検証することが難しい。</p> <p>今後においては、相談者からのアンケート結果を参考にすることによって、より効果的な事業内容及び告知方法を検討することが望まれる。</p>	

カ. 外国人材就業サポートセンター運営事業

項目	①（意見）学校法人北九州 YMCA 学園への業務委託について	P56
現状	<p>学校法人北九州 YMCA 学園に対して、留学生の就職支援等に関する業務を委託している。</p> <p>他方、学校法人北九州 YMCA 学園のホームページを閲覧したところ、YMCA キャリアサポートセンターという組織体を設けて、外国人留学生の就職支援や職業紹介等の事業を行っている。</p>	
意見	<p>市が学校法人北九州 YMCA 学園に業務委託を行っている内容と、学校法人北九州 YMCA 学園が独自に行っている事業内容について、一部重複しているように見受けられ、利益相反が生じている可能性がある。</p> <p>そのため、学校法人北九州 YMCA 学園に対して、業務をどのように区分しているのかについて報告を求める、もしくは業務を区分している旨の誓約書を提出してもらおうといった対応が望まれる。もし問題が解消されないようであれば、委託先の変更や委託条件の変更について検討すべきである。</p>	

キ. 安心して働ける労働環境づくり事業

項目	①（意見）予定価格の算定及び随意契約について	P57
現状	<p>予定価格の算定及び随意契約に際して、(少なくとも過去 2 年間においては) 同じ業者から見積書を入手していた。</p>	
意見	<p>業者にとって予定価格を推測しやすくなるとともに、競争原理が働きにくい側面があると言える。</p> <p>そのため、今後においては、以下のような対応を図ることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書を入手する業者を定期的に入れ替える。 ・予定価格の算定に当たって、業者からの見積書を参考にするのではなく、前年の業務委託料等を参考にする。 	

(3) 産業経済局 雇用・生産性改革推進部 スタートアップ推進課

ア. 産業振興一般事務

項目	①（意見）ロゴマークやブランディングについて	P59
現状	<p>スタートアップ支援に係る新たなロゴマークを作成した後、市は「New U」というブランドコンセプト及びロゴマークを発表して、大々的に PR している状況である。また、市のホームページを閲覧したところ、スタートアップ支援に関する別のロゴマークも見受けられた。</p>	
意見	<p>市のブランディングやロゴマークについては、市の知名度向上やイメージアップ等につながるため、非常に重要であると考えられる。上述のロゴマークを例に</p>	

<p>とって見たところ、個別の施策毎に、部局単位で検討されているように見受けられ、浸透を図るのが難しい状況である。</p> <p>今後においては、ブランディングやロゴマーク等について、市全体で取りまとめて戦略を立てて実行することにより、より大きな効果が得られると考える。</p>

(4) 産業経済局 雇用・生産性改革推進部 中小企業振興課

ア. ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援事業

項目	① (意見) 交付申請の書類について	P61
現状	助成金の申請に当たり、様々な書類を添付する必要がある。	
意見	<p>必要書類が多岐にわたっているため、書類の量が膨大となっており、事務手続きが煩雑になっている。特に「直近の決算関係書類」は入手されているのみで有効に活用されていない状況である。</p> <p>したがって、必要と認める書類について再検討し、活用されない資料については必要書類から削除し、事務処理を簡素化する等の対応が望ましい。</p>	
項目	② (意見) 助成金の交付方法について	P62
現状	<p>令和2年度の予算額3,000千円に対して、決算額は2,500千円であった。</p> <p>決算額が予算額に達していない理由は、1団体が辞退したためである。</p> <p>当初、助成対象者として助成金を交付していた団体の事業について、その後の調査で、設備の設置場所が市内ではなかったことが判明し、交付要件を満たしていないことが発覚したことによる。</p>	
意見	<p>助成金交付申請書に添付される書類に、設備を設置する建物の場所を明記する箇所が無かったため、要件を満たしているか明らかでなかった。</p> <p>したがって、防止策として、設備を設置する建物の場所を明記した書類の添付を義務付け、助成金の交付の可否について事前確認を徹底することが望ましい。</p>	

イ. 中小企業人材確保支援助成金

項目	① (意見) 助成金の交付による効果の測定方法について	P65
現状	<p>若年者や女性等の人材確保に苦慮している市内中小企業の支援及び地方創生の重要なテーマの一つである地元就職の促進につなげるため、市内中小企業団体が人材確保のための事業を行なった際に支出した経費の一部を助成しているが、効果の測定がなされていない。</p> <p>なお、令和2年度は、3団体に対して助成金114千円が交付されている。</p>	
意見	<p>助成金の交付がどの程度市内中小企業の振興や地元就職の促進に寄与しているかについて検討を実施し、最大の効果が発揮できるような助成金の交付方法を検討することが望ましい。</p>	

ウ. ビジネスチャンス拡大支援事業

項目	① (意見) 巡回指導・マッチングコーディネート事業について	P66
現状	<p>専門員を1名配置し、企業ニーズの掘り起こしや営業先・外注先のマッチング、各種支援サービス情報の提供により市内中小企業の新規事業展開や販路開拓の支援を行なっている。</p> <p>令和2年度では、企業訪問数：182件、マッチング件数：11件のうち、企業間取引の成約まで至ったものは1件（金額ベースではほぼゼロ）のみであった。</p>	
意見	<p>新型コロナウイルス感染症による影響も大きかったと考えられるが、令和2年度の成約件数が1件であったことを鑑みると、今後の事業の在り方、目標の設定や方針について再度検討を行うことが望ましい。</p>	
項目	② (意見) 北九州発！新商品創出事業について	P67
現状	<p>令和2年度では、15の新商品について市が認定・広報支援を行い、さらに認定新商品の中に購入希望する商品があれば一部を随意契約で市が購入している。</p> <p>また、市が認定・広報支援を行った新商品について、各企業より新商品の販売状況等について報告を受けているが、市の認定がどの程度商品の受注や販売拡大に寄与しているかの検討がなされていない。</p>	
意見	<p>販売実績や事業計画のモニタリングを実施することで、市の認定・広報支援が各企業の今後の販売見込み等の策定にどの程度考慮されているか、また販路拡大にどの程度寄与しているかについて把握・分析し、市の認定・広報支援の在り方について検討することが望ましい。</p>	
項目	③ (意見) 予定価格の算定について	P68
現状	<p>認定商品PRパンフレットの作成を発注する際に、株式会社Aから入手した参考見積書及び過去の実績を勘案し、予定価格を算定した。</p> <p>その後、見積り合わせを実施し、株式会社Aを含めた3社から見積書を入手した結果、参考見積りを入手した株式会社Aに発注することになった。</p> <p>また、株式会社Aは、見積り合わせ時には、参考見積書よりも低い価格を提示している。</p>	
意見	<p>このような状況においては、参考見積書の意義は乏しく、予定価格の算定根拠としては適切ではないと言える。</p> <p>したがって、予定価格算定の当たっては、参考見積書を入手する方法ではなく、過去の実績等を勘案し適切に予定価格を算定するといった方法が望ましく、参考見積書を入手する方法によるとしても複数の企業から見積書を入手することが望ましい。</p>	

エ. 中小企業融資制度

項目	①（意見）新成長戦略みらい資金融資について	P71
現状	<p>中小企業・小規模企業の新たな事業展開を支援する目的で 600,000 千円の事業費を予算計上したが、令和 2 年度の融資金額は 10,000 千円（1 件）のみであった。</p>	
意見	<p>令和 2 年のみならず過去の融資実績を見ても、当該事業が積極的に利用されていないと言える。融資の対象となる中小企業は、他の融資制度を利用しているのではないかとのことであり、当該事業が企業ニーズに沿った事業とは言い難い。</p> <p>したがって、市がこの事業を行うことによる経済的効果は乏しいと言えることから、他の制度との一元化等、今後の事業の在り方について再度検討を行うことが望ましい。</p>	
項目	②（意見）融資先のリスク管理について	P71
現状	<p>本制度は、市、信用保証協会及び取扱指定金融機関、北九州商工会議所の連携のもとで運営されている。</p> <p>市は事後的に信用保証協会に対する調査を行うことで融資先の状況を一部把握しているものの、損失の発生は信用保証協会から送付される損失補償に係る請求書によってのみ把握することになる。</p>	
意見	<p>市が融資先のリスクの一部を負担していることに鑑みると、市でも事前に融資先のリスクを管理できる体制を構築し、適切な予算枠の確保や損失補償額の最小化を目指すといった検討を行うことが望ましい。</p> <p>一方で、そもそも市が保証協会の損失を補償する事業を行う必要があるのかという問題がある。市が当該事業を行う目的は、信用保証協会の代位弁済により発生する損失の一部を補償することで、市内中小企業者の円滑な資金供給に寄与することであるが、この方法によると、先に述べたように、金融機関や保証協会のモラルハザードが生じやすいと考えられる。また、金融機関にとっては融資先中小企業の経営改善に積極的に関与するといった誘因も働きにくいため当該事業の効果を見えにくくしている。</p> <p>以上を勘案すると、当該事業の必要性を再検討するとともに、制度設計の見直しを検討することが望ましい。</p>	

オ. 事業承継・M&A 促進化事業

項目	①（意見）運営委託業務を行う事業者の選定基準について	P75
現状	<p>運営業務を委託する事業者を選定するため、プロポーザル方式による公募のうえ審査委員会を開催して選定しており、平成 29 年度から令和 2 年度まで継続して「事業承継研究会」が事業者として選定されている。</p> <p>また、平成 30 年度以降、提案者数は 1 名のみであったが、提案者が 1 名の場合において、具体的な選定基準は設けられていない。</p>	

意見	<p>提案者が1名、かつ、過年度より継続して業務を実施している提案者において具体的な数値基準が設けられていない場合には、具体的な選定過程が曖昧になる恐れがある。</p> <p>具体的な数値基準を設けることにより、当年度の採点に加えて、同一の応募者に対しても過年度の採点との比較検証を行うことで過年度からの事業の成長を測定する、といった方法を行うことも可能となる。</p>	
項目	②（意見）運営委託業務の有効性について	P76
現状	<p>令和2年度において助成金の対象となる承継計画策定を行った実績は1社あったが、運営委託業務による「啓発セミナー」及び「専門家による相談」を経たものではない。</p>	
意見	<p>各活動が結びついていない要因を把握するにあたり、委託業務の評価を参加者数や実施回数といった数値で行うのみならず、「ターゲットとなる企業への周知方法が妥当であるか」「セミナー→相談→計画作成、といった各フェーズへの連動性が高められているか」といった事業の有効性を高める視点が必要と考える。</p>	
項目	③（意見）セミナーの周知方法について	P77
現状	<p>「啓発セミナー」や「専門家による相談」の周知の方法は、商工会議所を通じたチラシの配布や市等のホームページによる公表と限定的なものとなっている。</p>	
意見	<p>啓発セミナーは中小企業に対して事業承継について示す重要な機会であるため、ターゲット層に対してより広く周知することが必要であると考えます。</p>	
項目	④（意見）運営委託業務の在り方について	P77
現状	<p>当該事業における「承継計画等の策定」については、平成29年度から事業を開始しているが、令和2年度は1件のみであった。</p>	
意見	<p>潜在ニーズの掘り起こしから具体的な成果の創出までをトータルでサポートする事業としての性質を鑑みると、委託業務に係る改善が必要であると考えます。</p> <p>具体的には、周知方法の見直しや予算増額等を検討することにより、当該事業をより有効なものにすることが望まれる。</p>	

カ. 中小企業支援センター特定支援事業

項目	①（結果）中小企業支援センターのホームページのメンテナンスについて	P80
現状	<p>中小企業支援センターのホームページにおいて、北九州商工会議所へのリンクが設けられているが、先に進まない状況となっている。</p>	
指摘事項	<p>情報が分断されることは問題であるため、リンク内容を修正又は削除する必要がある。</p>	
項目	②（結果）市のホームページのメンテナンスについて	P80
現状	<p>市のホームページの「ビジネス・産業・まちづくり」という項目において、市、</p>	

	FAIS、北九州商工会議所の中小企業支援3機関が連携し、各機関の支援メニューや条例の趣旨等を広く情報発信するポータルサイト「キタサポ」の URL やサイト構成が記載されているが、「キタサポ」は令和3年3月末をもって閉鎖されている。	
指摘事項	<p>既に終了しているサイトを残し続けることは利用者の誤認を生むことになるため、適時に削除をすべきである。また、令和3年3月末をもって終了することは3機関において協議されているが、終了に伴い影響が及ぶ箇所に関する共有が行われていないため、市内部における連携を密にすることが必要である。</p> <p>本件のみならず、市のホームページ全体において、ツールを導入する等によって、定期的に内部リンク切れが生じていないかを調査することも必要であると考ええる。</p>	
項目	③（意見）メールマガジン及びホームページにおける評価指標について	P81
現状	<p>中小企業支援センターでは、メールマガジンを定期的（概ね週に1回）に発行しているが、当該メールマガジンの実績を測る指標は、配信先件数となっている。</p> <p>そのため、メールマガジンにおいて設定された各項目からホームページへのアクセス状況の推移件数といった情報が把握されていない。</p> <p>また、中小企業支援センターのホームページにおいても支援施策やお知らせ、関連サイト等を集約してPRしているが、ホームページの実績を測る指標は、全体としてのアクセス件数となっており、各ページへのアクセス件数といった情報が把握されていない。</p>	
意見	<p>今後においては、項目別アクセス数のように情報を利用する中小企業者を意識した指標を設定するとともに、得られたデータを施策の有用性を高めるための情報として利用することが望ましい。</p>	
項目	④（意見）「中小企業施策活用ガイドブック」における評価指標について	P83
現状	<p>「中小企業施策活用ガイドブック」は、市内の中小企業が利用可能な行政（国及び県を含む。）等の支援施策をまとめた冊子である。毎年4月に発行しており、北九州市中小企業支援センター、市役所広聴課、各区役所 総務企画課、北九州商工会議所の本所・各サービスセンター等で、無料で配布している。</p> <p>当該ガイドブックの実績を測る指標は、発行部数となっている。</p>	
意見	<p>市役所や商工会議所等へ配布した後の利用実績について把握することができず、実際にどの程度の市内の中小企業者に周知されているのか明らかではない。</p> <p>今後においては、効果的な周知にするため、一次的な配布を行った場所におけるさらなる配布状況を把握することにより配布経路の有効性を検証するとともに、新たな配布経路の開拓を検討するといった対応が望まれる。</p>	

キ. 起業家支援工場管理運営事業

項目	① (意見) 入居者への効果的な支援について	P85
現状	工場の使用契約は1年単位(原則、最大4回更新可能)で、市は入居者に対し更新ごとに直近の決算書等の提出を求めている。しかし現状、当該資料は利用されておらず、また、入居者に対する育成支援等を行われていない状況である。	
意見	決算書等で毎年企業の状況を適切に把握し、企業が成長できるよう適切なアドバイスをするなど、市全体として効果的な支援を検討することができる体制を構築することが望ましい。	

ク. 中小企業DX促進事業

項目	① (意見) 個別相談会の成果の把握について	P87
現状	個別相談会については、月次で実施状況報告書が作成され、市へ提出されている。当該報告書においては、議事録形式で協議事項の報告がなされているものの、個別相談会を経た結果、各社でどのようなDX促進がなされたかの評価が行われていない状況である。	
意見	各社のDX事例を収集し、次年度以降の事業へ反映するとともに、個別相談において国や自治体の補助金等の案内も併せて行うことが望ましい。	

(5) 産業経済局 観光部 観光課

ア. 宿泊施設等改修支援事業

項目	① (意見) 補助対象財産の処分等について	P88
現状	令和2年度において、北九州市宿泊施設等改修事業補助金(用途:温水洗浄便座の設置、トイレの洋式化等)を交付したが、その後、当該事業者が事業拠点の移転をホームページで公表している。	
意見	本事例に限らず、耐用年数の経過前に、補助対象財産を利用しなくなる、あるいは処分することも起こり得ると考えられる。そのような場合に備えて、事業者からの報告や補助金の返還をどうするかについて整理して、要綱に明記することが望まれる。	

(6) 産業経済局 観光部 門司港レトロ課

ア. 門司港レトロ観光推進事業

項目	① (意見) 市の負担金について	P91
現状	市は門司港レトロ観光推進事業において負担金を支出している。これらの負担金については、市の職員が団体の構成員であるため、北九州市補助金等交付規則の適用を受けない支出金に指定されている。そのため、補助金等交付規則に定め	

	<p>る交付申請や実績報告等の義務がない。</p> <p>また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予算の一部を執行できなかったため、門司港レトロ倶楽部においては繰越資金が増加し、関門海峡観光推進協議会では執行内容を変更している。</p>
意見	<p>本事業においては、各団体における繰越金の精算に関する定めや市の負担金額の見直しに関する定め等は見受けられなかった。</p> <p>このような状況においては、負担金支出の固定化につながり、市が支出した負担金が効果的に活用されない恐れがある。</p> <p>今後においては、中長期的な方向性を定めたうえで、繰越金の精算に関する定めや負担金額の見直しに関する定めを設けて、每期における負担金額の妥当性等を検証することが望まれる。</p>

(7) 産業経済局 商業・MICE 推進部 商業・サービス産業政策課

ア. 商店街活性化支援事業

項目	① (意見) 補助金の交付事業者の継続的な状況調査について	P95
現状	<p>補助金の交付事業者の決定は「空き店舗補助制度運用規程」に定められた手続きによっており、補助金の申請者が提出する事業計画書に基づいて、書類審査及び面接審査を行っている。</p> <p>補助金の交付事業者については、補助金を交付した後も、商業・サービス産業政策課が継続的に状況を調査しているものの、補助事業の継続状況や、事後的に発生した問題等の定性的な情報をまとめた資料は作成していない。</p>	
意見	<p>当該事業目的を考慮すれば、補助金を交付したことによって、商店街及び小売市場の活性化を促進しているかを事後的に評価することが必要と考える。</p> <p>補助対象者の状況を継続的に調査し、事業の継続状況や事後的に発生した問題等の情報を蓄積することで、審査の定性的な判断を事後的に評価するとともに、今後の定性的な判断の基礎資料とすることが望ましい。</p>	

イ. 街なか商業魅力向上事業

項目	① (意見) アンケート調査の統合について	P97
現状	<p>小倉地区・黒崎地区での来街者アンケート調査業務を実施している。アンケート調査は商業・サービス産業政策課が単独で実施したものであるが、市の他の部課でも単独でアンケート調査を実施する可能性があるとのことである。</p>	
意見	<p>本件に限らず、今後においてアンケート調査を実施する場合、効率性の観点から、他の部局や課と情報共有し、共同で実施することが可能であれば共同でアンケート調査を実施することが望ましい。</p>	

ウ. 商店街満足度向上事業

項目	①（意見）事業目的と事業内容の関連性について	P98
現状	<p>令和2年度において、「キャッシュレス決済促進業務」、「商業甲子園開催業務」及び「オリンピック・パラリンピック外国人歓迎業務」の予算を計上していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、未執行であった。</p> <p>令和3年度は、「キャッシュレス決済促進業務」と「オリンピック・パラリンピック外国人歓迎業務」を廃止し、「商業甲子園開催業務」のみを継続している。</p>	
意見	<p>「商業甲子園開催業務」は次世代の育成としての事業価値があると考えられるものの、外国人の回遊を促し、滞在時間の伸長を図るとする事業目的との関連性が低い。</p> <p>今後において、予算執行の有効性・効率性の観点から、事業目的と関連性の高い事業内容とすることが望まれる。</p>	

エ. 商業人材育成事業

項目	①（意見）事業目的の評価について	P99
現状	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、「実践あきない塾」及び「次世代育成事業」は開催できず、代わりに「繁盛店づくり」実例集の制作を行った。</p>	
意見	<p>「実践あきない塾」や「次世代育成事業」が、今後の市の地域経済活性化に資する人材の育成を図ることに貢献しているかを事後的に評価する必要があると考えられるが、評価の指標が設定されていない。事業目的を評価する指標を定め、市での地域経済活性化に資する人材の育成を図ることに貢献しているかを評価することが望ましい。</p>	

(8) 産業経済局 商業・MICE 推進部 MICE 推進課

ア. 民間イベント支援事業

項目	①（意見）助成金の効果測定について	P101
現状	<p>市独自において、参加者・来場者や経済効果等を目標として設定し、効果測定を行っていない。</p>	
意見	<p>助成金を交付する以上、その助成金が有効に活用されているかという観点から、一定の水準以上の効果があったか検証することが望ましい。そのうえで、以下のような観点も踏まえて、助成金交付の可否を検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 目的・効果に、客観的合理性はあるか。 ➤ 長期間にわたり惰性化し、既得権化しているものはないか。 ➤ 毎年漫然と助成金等の交付を受けており、効果を挙げる努力や自己財源の 	

	<p>徴収等の努力を怠っているものはないか。</p> <p>➤ 民間の自立、自助、受益の負担の関係は明確にされているか。</p>
--	--

イ. 産業見本市開催事業

項目	①（意見）負担金の効果測定について	P102
現状	産業見本市に関する事務手続等は、実行委員会事務局である観光コンベンション協会が行っており、市は実行委員会の一員として、事業報告、決算報告を受け、個別に確認し、効果測定は行っているとのことであるが、具体的な判断基準や評価結果等をまとめた資料はなかった。	
意見	<p>負担金を支給する以上、その負担金が有効に活用されているかという観点から、具体的な判断基準をあらかじめ設定し、一定の水準以上の効果があったか検証した結果を残すことが望ましい。</p> <p>そのうえで、環境の変化や市民ニーズの変化等を踏まえて、市として負担金を支出する必要性の有無について検討することが望まれる。</p>	

（9）産業経済局 企業立地支援部 企業立地支援課

ア. 企業立地促進資金融資事業

項目	①（意見）融資実績について	P103
現状	直近の融資実績が平成 25 年 9 月であり、それ以降利用されていない。また、令和 3 年 3 月 31 日時点での融資残高は 0 円である。	
意見	平成 25 年 9 月以降利用されていないことを鑑みると、当該事業は企業ニーズに沿った事業とは言い難い状況となっている。したがって、市がこの事業を行うことによる経済的効果は乏しいと評価でき、他の制度との一元化等、今後の事業の在り方について再度検討を行うことが望ましい。	

イ. 本社機能等移転促進補助金事業

項目	①（意見）補助金の交付要件の確認書類について	P105
現状	補助金の交付要件や交付額は大企業と中小企業で異なっているが、確認書類に大企業と中小企業を判定する資料が具備されておらず、企業のホームページ等で中小企業の定義に当てはめ確認しているとのことである。	
意見	交付の可否や交付額を確認するにあたり、大企業か中小企業かについては重要な項目となる。そのため、事務上の誤りを防止する観点からも、大企業か中小企業かを判定するための資料を具備することが望ましい。	
項目	②（意見）雇用目標について	P107
現状	企業誘致による新規雇用創出数を累計 4,000 人（令和 2～6 年度）としている。	

	これまで市は、ものづくりの町として製造業の誘致や雇用を重視して施策を実施してきたが、新規雇用創出数の大部分が情報通信業という結果になっている。	
意見	近年における環境の変化（グローバル・ボーダレス化、AI等の技術革新、新型コロナウイルスの影響及び脱炭素など）を捉えたうえで、市が重点的に誘致すべき産業を絞り込むなど、経済波及効果の大きい製造業の誘致戦略を再構築することが望ましい。	
項目	③（意見）本社機能等移転促進補助金の交付について	P108
現状	本社機能等移転促進補助金は、主に大企業により利用されており、中小企業の利用実績は直近3年間で1社に留まっている。	
意見	中小企業は一般的に資金難であることが多く、本社機能を移転させることを検討しても、実行に移すことまでいかないケースが多いと推測される。地方創生への取り組みを今後も積極的に継続していくために、また、補助金の果たす役割を最大限に発揮させるという観点からも、広く中小企業が利用できるような補助金制度を構築していくことが望ましい。	

ウ．自動車産業取引拡大支援事業

項目	①（意見）リモート会議等の効率的な運営について	P109
現状	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「コロナ禍における企業経営及び支援策に係る意見交換会」をリモートで開催するため、業務委託（529千円）を行った。	
意見	<p>当事業では初めての対応であったとしても、最初の緊急事態宣言が発令された令和2年4月から相当程度時間は経過しているため、市の内部で蓄積されたりリモート会議の経験や資材等を活用することで効率的な業務運営が可能であったと考えられる。</p> <p>そのため、各業務内容の仕様書作成段階において、必要に応じて市内部での連携を強化し、コスト削減に努めることが望ましい。</p>	

(10) 産業経済局 産業イノベーション推進室

ア．ロボットテクノロジーを活用したものづくり力強化事業

項目	①（意見）「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」について	P111
現状	市は、市内企業の経営の安定化と競争力強化を図ることを目的として「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」を設けている。	
意見	<p>市の補助金とは別に、国の補助金として「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下、「ものづくり補助金」という。）がある。</p> <p>これらの補助金の公募要領を比較すると、「ものづくり補助金」の方が対象者や</p>	

補助対象経費の範囲が広く、補助金額も大きいものとなっている。 各事業者に対する補助対象や補助金額の大きさや市の財政に与える影響等を考慮すれば、「ものづくり補助金」を利用することが望ましいのは明らかであるため、「ものづくり補助金」の申請を支援する体制を充実させるとともに、当該補助金自体の存在意義や在り方について見直すことが望ましい。

イ. 学術研究都市留学生宿舍管理運営事業

項目	①（結果）契約書上の賃料について	P114
現状	<p>留学生宿舍について、毎月における家賃徴収の流れは、以下の通りである。</p> <p style="text-align: center;"> 留学生 ⇒ 不動産中央情報センター ⇒ 市 </p> <p>家賃について、市と留学生が取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」をサンプルで閲覧したところ、月額 42,300 円（=家賃 40,000 円+共益費 1,000 円+補修相当額 1,300 円）と記載されているのに対して、実際は月 11,800 円（=家賃 9,500 円+共益費 1,000 円+補修相当額 1,300 円）のみを徴収しているとのことであった。</p> <p>市の担当者によれば、文書による通知を行っていない代わりに、募集要綱を使って、契約前に各大学から入居者に説明を行っているとのことである。</p>	
指摘事項	<p>契約書の金額と実際の負担額が異なっていることを考慮すれば、入居者とのトラブル防止の観点からも、文書により負担額を通知すべきである。</p>	
項目	②（意見）契約期間満了後について	P115
現状	<p>留学生宿舍の建物については、市が不動産中央情報センターから 1 部屋月 40,000 円、全 200 戸を月 8,000,000 円で賃借（20 年間契約）している。</p> <p>他方、市と留学生が取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」によれば、定期借家契約とは言えないため、留学生側が契約更新を望めば、契約期間が満了しても市が契約更新を拒否することは簡単にはできない。</p>	
意見	<p>留学生に退去を強要できない場合がありうるにも関わらず、市が不動産中央情報センターと取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍〔特定目的借上公共賃貸住宅〕賃貸借契約書」第 21 条 2 項によれば、契約期間が満了した場合には、留学生の退去を完了させることが市の義務となっている状況である。</p> <p>つまり、市としては、本来、法的には確約できないはずのことを、本条で約束しているような状態であると言える。</p> <p>そのため、今後における留学生との契約内容を修正する（例えば、疑義のない形での定期借家契約に変更する）といった対応が必要であると考えます。</p>	
項目	③（意見）契約内容について	P117
現状	<p>上述②の通り、留学生宿舍の建物については、市が不動産中央情報センターか</p>	

	ら賃借している。その期間は20年間であり、更新しない旨も明記されている。
意見	<p>期間が満了した際には契約を更新しないことを規定していることから、定期借家契約を意図しているものと推測される。しかしながら、定期借家契約が成立するための要件は厳格であり（借地借家法第38条2項）、また、現実に期間満了時に契約更新拒否をする際にも一定の手続が必要であり（借地借家法第38条4項）、現状の契約内容では定期借家契約書としては不完全のよう見受けられる。</p> <p>そのため、定期借家契約を意図したものであるとすれば、その要件を充足する条項設定をしておくことが望まれる。</p>

ウ. 学術研究都市管理運営事業（機器・設備更新）

項目	①（意見）中長期的な維持・管理計画の作成について	P118
現状	利用者への影響等を考慮して修繕・更新を行っているとのことであるが、施設全体としての中長期的な修繕・更新計画は作成されていない。	
意見	関連する費用を最小化するため、大規模修繕による寿命の延長のみでなく、更新もあわせて中長期的な視点での維持・管理計画を作成することが望まれる。	

(11) 公益財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）

ア. FAIS が作成する決算報告書等の財務資料について

項目	①（意見）会計処理に係る会計区分の設定について	P120
現状	事業区分の名称や区分内容に関しては「会計規則」及び「会計規程」に定められていない。	
意見	<p>事業区分の根拠を明確にし、年度間での統一的な会計処理を担保するため、事業区分の名称及び区分内容を規程等に定めることが望ましい。</p> <p>なお、勘定科目に関する詳細な定めを「会計規程」で定められていることから、会計区分についても同様に同規程で定めることが考えられる。</p>	
項目	②（意見）複数の会計区分に影響する収入、支出の按分について	P122
現状	FAIS の支出には、管理費等の複数の事業区分間に影響する可能性がある支出があるが、支出は支出部門で一括して計上しており、会計区分間で按分処理を行っているものはない。他方、収益についても、事業区分間で按分処理を行っているものはないとのことである。	
意見	<p>市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」の収支計画に基づいて算定されるため、複数の事業収支に影響する収入、支出を適切に按分することは重要である。</p> <p>事業収支に影響する収入、支出については、面積や職員数といった合理的な按分基準に基づいて、事業区分間で按分することが望ましい。</p>	

イ. 北九州学術研都市学術研究施設の管理運営に係る指定管理料

項目	①（意見）中長期的な維持・管理計画の作成について	P123
現状	学研都市は、平成 13 年度の開設から約 20 年が経過し、FAIS が運営費から支出する簡易な修繕費も増加している。	
意見	今後において、FAIS が運営費から支出する修繕費を最小限化するため、施設所有者である市が主体となって、中長期的な観点での維持・管理計画を作成することが望まれる。	

ウ. 北九州学術研究都市学術研究施設の備品等の管理

項目	①（結果）備品等の管理不備	P126
現状	<p>市が所有し、FAIS が管理する備品等について、市から提出された備品台帳を基に実査を行った結果、以下の事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 備品シールの未出力 (b) 備品台帳と現物の一致確認不可 (c) 廃棄情報の反映未了 (d) 新旧管理番号の対応不可 (e) 老朽化・陳腐化した備品の存在 	
指摘事項	<p>これらは様々な要因の結果生じていると考えられるが、その中でも主要な要因は以下の 3 点であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 備品の管理マニュアルが存在しないこと ➤ 適切な実査が行われていないこと ➤ FAIS において備品台帳を確認できないこと <p>これらの要因を踏まえ、適切な備品管理を行うためには備品所有者である市が中心となって備品の管理マニュアルを作成し、運用することが急務であると考えられる。</p>	

以 上